

令和2年第3回野洲市議会定例会提出案件

1 繰越計算書の報告 3件

□報告第1号 令和元年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

繰越明許費として分筆登記等業務委託他 10 件の事業について、繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告する。

□報告第2号 令和元年度野洲市水道事業会計予算繰越計算書について

南桜浄水場膜ろ過装置等設置工事他 2 件について繰り越しを行ったので、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により繰越計算書にて報告する。

□報告第3号 令和元年度野洲市病院事業会計予算繰越計算書について

野洲市民病院整備実施設計業務について繰り越しを行ったので、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により繰越計算書にて報告する。

2 専決処分の承認 14件

□議第 56 号 専決処分につき承認を求めることについて(令和元年度野洲市一般会計補正予算(第 16 号))

①予算額 (3/23 専決)

- ・補正前予算額 24,281,646 千円
- ・補正額 256 千円
- ・補正後予算額 24,281,902 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・事故相手方との和解に伴う損害賠償保険金の増額 (256 千円)

【歳出】

- ・事故相手方との和解に伴う損害賠償金の増額 (256 千円)

□議第 57 号 専決処分につき承認を求めることについて(令和元年度野洲市一般会計補正予算(第 17 号))

①予算額 (3/31 専決)

- ・補正前予算額 24,281,902 千円
- ・補正額 3,001 千円
- ・補正後予算額 24,284,903 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・譲与税及び交付金の額の確定による精査（△48,155千円）
- ・特別交付税の額の確定による減額（△32,453千円）
- ・児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策に伴う交付金及び補助金の計上（7,813千円）
- ・守山野洲行政事務組合返還金の計上（7,452千円）
- ・湖南広域行政組合（休日急病診療所分）過年度返還金の計上（3,619千円）

【歳出】

- ・嘱託職員に係る公務災害についての療養補償費を計上（599千円）
- ・新型コロナウイルス感染症対策を講じた民間保育所への補助金を計上（2,402千円）

□議第 58 号 専決処分につき承認を求めることについて（令和元年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第 4 号））

①予算額（3/31 専決）

- ・補正前予算額 32,932千円
- ・補正額 2,240千円
- ・補正後予算額 35,172千円

②補正の概要

【歳入】

- ・さくら墓園永代使用墓所の新規使用申請が増えたことによる増額（840千円）
- ・合葬墓の埋蔵申請者が多かったことによる増額（1,400千円）

【歳出】

- ・永代使用料及び合葬墓使用料の増額による墓地公園整備基金積立金を増額（2,240千円）

□議第 59 号 専決処分につき承認を求めることについて（野洲市税条例等の一部を改正する条例）

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、野洲市税条例等の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものを、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

①概要

[野洲市税条例の一部改正]

- ・第36条の3の2、第36条の3の3 「単身児童扶養者」を「ひとり親」とすることから、申告書における単身児童扶養者である旨の記載を不要とする
- ・第54条第5項 調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が不明の場合、事前に使

用者に通知した上で、使用者を所有者とみなして固定資産税台帳に登録し、固定資産税を課することができるとする

- ・第96条第2項、同条第3項 たばこ税の輸出免税等の適用に当たって必要となる課税免除事由に該当することを証する書類の提出を不要とする等、手続きの簡素化を図る
- ・附則第8条第1項 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例期間を3年延長する
- ・附則第10条の2第11項 水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準額について条例で定める割合を3/4とする規定を新設
- ・附則第10条の2第19項 浸水被害軽減地区内にある土地に係る固定資産税の課税標準額について条例で定める割合を2/3とする規定を新設
- ・附則第17条の2第1項、同条第2項 優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期間を3年延長する
- ・その他項ずれ、文言修正

[野洲市税条例の一部を改正する条例の一部改正]

- ・単身児童扶養者を個人市民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削る

②施行日 令和2年4月1日

□議第 60 号 専決処分につき承認を求めることについて(野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

地方税法施行令等の一部が改正されたことに伴い、野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものを、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

①概要

- ・第 2 条第 2 項 医療保険分の課税限度額の引上げ
○61 万円→63 万円
- ・第 2 条第 4 項 介護保険納付金課税分の課税限度額の引上げ
○16 万円→17 万円
- ・第 23 条 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について変更する。

軽減種別	改正	軽減基準（世帯主及び国保加入者の合計所得）
7割軽減	改正なし	33万円以下
5割軽減	改正前	33万円+28万円×（国保加入者数）以下
	改正後	33万円+28.5万円×（国保加入者数）以下
2割軽減	改正前	33万円+51万円×（国保加入者数）以下
	改正後	33万円+52万円×（国保加入者数）以下

○7割、5割、2割軽減のいずれかに該当した場合の均等割額および世帯別平等割額について規定する。

②施行日 令和2年4月1日

□議第 61 号 専決処分につき承認を求めることについて(野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)

一般職の職員の給与に関する法律、民法及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要があることから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものを、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

①概要

- ・第 5 条第 2 項第 1 号 補償基礎額の改正

階級	勤務年数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長、副団長	12,400→12,440 円	13,300→13,320 円	14,200 円
分団長、副分団長	10,600→10,670 円	11,500→11,550 円	12,400→12,440 円
部長、班長、団員	8,800→8,900 円	9,700→9,790 円	10,600→10,670 円

- ・第 5 条第 2 項第 2 号 消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を引き上げ

○8,800 円→8,900 円

- ・障害補償年金前払一時金等が支給された場合の障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を「100 分の 5」から「事故発生日における法定利率」に改める

②施行日 令和2年4月1日

□議第 62 号 専決処分につき承認を求めることについて(令和 2 年度野洲市一般会計補正予算(第 1 号))

①予算額 (4/1 専決)

- ・補正前予算額 22,760,000 千円
- ・補正額 3,938 千円
- ・補正後予算額 22,763,938 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・財源調整として繰越金の増額 (3,938千円)

【歳出】

- ・新型コロナウイルス感染症対策として児童・生徒、職員への配布用布マスク購入

費（消耗品費）を計上（3,938千円）

□議第 63 号 専決処分につき承認を求めることについて（令和 2 年度野洲市一般会計補正予算（第 2 号））

①予算額（4/15 専決）

- ・補正前予算額 22,763,938千円
- ・補正額 584千円
- ・補正後予算額 22,764,522千円

②補正の概要

【歳入】

- ・財源調整として繰越金の増額（584千円）

【歳出】

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響に対する飲食業者支援に係る商工会への補助金を計上（584千円）

□議第 64 号 専決処分につき承認を求めることについて（令和 2 年度野洲市一般会計補正予算（第 3 号））

①予算額（4/24 専決）

- ・補正前予算額 22,764,522千円
- ・補正額 30,952千円
- ・補正後予算額 22,795,474千円

②補正の概要

【歳入】

- ・住宅手当給付金の財源として国庫負担金の増額（1,200千円）
- ・生活支援緊急給付金の財源として財政調整基金繰入金の増額（29,352千円）
- ・財源調整として繰越金の増額（400千円）

【歳出】

- ・生活支援緊急給付金の創設に伴う給付費及び事務費の計上（29,352千円）
- ・住居確保給付金制度改正に伴う住宅手当給付金の増額（1,600千円）

□議第 65 号 専決処分につき承認を求めることについて（野洲市税条例の一部を改正する条例）

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、野洲市税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものを、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

①概要

- ・附則第10条 新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少した中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例の適用並びに中小事業者等が取得した先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例の適用
- ・附則第10条の2 中小事業者等が取得した先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の割合を当初課税から3年間ゼロとする
- ・附則第15条の2 軽自動車税の環境性能割の非課税措置の適用期限を令和2年9月30日から令和3年3月31日に延長する
- ・附則第23条 新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少した者に係る徴収金の徴収猶予の特例

②施行日 公布の日（令和2年4月30日）

□議第66号 専決処分につき承認を求めることについて(野洲市介護保険条例の一部を改正する条例)

消費税を財源とした低所得者の保険料軽減を平成27年度から実施しているところ、令和元年10月の消費税率引き上げに伴い軽減の拡充を行うため、野洲市介護保険条例の一部を改正する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

①概要

- ・介護保険料の算定における12段階の所得区分のうち、所得の少ない第1～第3段階の保険料を引き下げる。

段階	保険料年額（ ）内は非適用額に対する割合		
	非適用額	令和元年度	令和2年度
第1段階	35,880円	26,910円(75%)	21,528円(60%)
第2段階	53,820円	44,850円(83%)	35,880円(67%)
第3段階	53,820円	52,026円(97%)	50,232円(93%)

②施行日 令和2年5月1日

□議第67号 専決処分につき承認を求めることについて(令和2年度野洲市一般会計補正予算(第4号))

①予算額(5/1専決)

- ・補正前予算額 22,795,474千円
- ・補正額 5,242,382千円
- ・補正後予算額 28,037,856千円

②補正の概要

【歳入】

- ・特別定額給付金事業の財源として事業費補助金（5,117,600千円）及び事務費補助金（47,594千円）の計上
- ・新型コロナウイルス対応に伴う児童手当受給世帯に対する臨時特別給付金の給付に係る事業費補助金（72,580千円）及び事務費補助金（4,608千円）の計上

【歳出】

- ・特別定額給付金事業に伴う給付金（5,117,600千円）及び事務費（47,594千円）の計上
- ・新型コロナウイルス対応に伴う児童手当受給世帯に対する臨時特別給付金（72,580千円）及び事務費（4,608千円）の計上

□議第 68 号 専決処分につき承認を求めることについて(野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、感染症の影響により一定程度収入が下がった人に対し、保険料の免除等を行うとされたことに伴い、野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

①概要

- ・附則第20項 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った納税義務者である場合及び主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる納税義務者である場合に減免の対象とする
- ・附則第21項 令和2年2月1日～令和3年3月31日に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特徴対象年金給付の支払日）が到来する国保税が対象
- ・附則第22項 減免申請期限の特例

②施行日 公布の日（令和2年5月1日）（適用は令和2年2月1日から）

□議第 69 号 専決処分につき承認を求めることについて(令和2年度野洲市一般会計補正予算(第5号))

①予算額 (5/12 専決)

- ・補正前予算額 28,037,856千円
- ・補正額 31,337千円
- ・補正後予算額 28,069,193千円

②補正の概要

【歳入】

- ・児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策に伴う国庫支出金の計上（370 千円）
- ・財源調整として財政調整基金繰入金（30,967 千円）の増額

【歳出】

- ・新型コロナウイルス感染症拡大を受け、市内小規模事業者の経済的負担軽減を目的とした臨時支援金（30,000 千円）及び事務費（50 千円）の計上
- ・市内小中学校、幼稚園ならびに保育園等の再開に伴い、各校園における児童・生徒の健康観察を随時実施するための消耗品（1,287 千円）の計上

3 補正予算 3件

□議第 70 号 令和 2 年度野洲市一般会計補正予算(第 6 号)

①予算額

- ・補正前予算額 28,069,193 千円
- ・補正額 26,075 千円
- ・補正後予算額 28,095,268 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・新型コロナウイルスの対応に係る地域活動支援センターや日中一時支援事業所への補助金の財源として国庫支出金の計上（613 千円）、県支出金の計上（306 千円）
- ・新型コロナウイルスの対応に係る学校の臨時休業に伴って負担した学校給食費等経費の財源として諸収入の計上（2,185 千円）
- ・公用車事故に伴う損害賠償保険金の増額（1,747 千円）

【歳出】

- ・新型コロナウイルスの対応に係る地域活動支援センターや日中一時支援事業所への補助金の計上（1,226 千円）
- ・新型コロナウイルスの対応に係る保育所保育料の減額措置に伴う返還金の計上（4,400 千円）
- ・国の緊急経済対策に伴う児童生徒の電算機器端末整備（1 人 1 台端末）費用を計上（10,680 千円）
- ・新型コロナウイルスの対応に係る体育施設利用料の還付金を計上（349 千円）
- ・新型コロナウイルスの対応に伴い発生した学校給食における牛乳等の供給契約違約金等の計上（747 千円）
- ・公用車事故に係る損害賠償金及び農業用水管の損傷に係る賠償金の増額（3,015 千円）

②債務負担行為

- ・令和 3 年度からのコミュニティバス運行委託の業者選定を今年度中に行うため、債務負担行為を追加する。（期間：令和 2 年度から令和 7 年度まで 限度額：282,000 千円）

□議第 71 号 令和 2 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)

①予算額

- ・補正前予算額 4,907,788 千円
- ・補正額 2,000 千円
- ・補正後予算額 4,909,788 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対する傷病手当支給に係る県支出金の計上 (2,000千円)

【歳出】

- ・新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対する傷病手当支給に係る補助金の計上 (2,000千円)

□議第 72 号 令和 2 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算(第 1 号)

①予算額

- ・補正前予算額 29,287 千円
- ・補正額 0 千円
- ・補正後予算額 29,287 千円

②補正の概要

【歳出】

- ・野洲川土地改良区委託業務内容の精査に伴う委託料の減額 (△1,040千円)
- ・石部頭首工水管理情報処理に必要となる光伝送路設備使用料の改定に係る使用料の増額 (1,040千円)

4 条例改正 6 件

□議第 73 号 野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例

附属機関である「野洲市人・農地プラン検討会」の委員を構成する団体名称が変更されたため、所要の改正を行う。

別表第 1 中、野洲市青年農業者クラブ→野洲市農業者クラブ

施行日 公布の日

□議第 74 号 野州市税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

概要

[第 1 条]

- ・第24条 個人市民税の非課税の範囲のうち、寡夫をひとり親とする。令和3年1月1日施行
- ・第34条の2 所得控除について、ひとり親控除額を追加する。令和3年1月1日施行
- ・第94条第2項、同条第4項 1本当たり0.7グラム未満の葉巻たばこ1本につき、紙巻たばこ0.7本に換算する。令和2年10月1日施行
- ・附則第3条の2、附則第4条 延滞金等の割合について、市中金利の実勢を踏まえ引き下げを行う。令和3年1月1日施行
- ・附則第17条、附則第17条の2 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設に伴う市民税の課税の特例についての規定整備。土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日施行

[第2条]

- ・第19条、第20条、第23条 法改正に伴う、項ずれ、文言修正等。令和4年4月1日施行
- ・第31条～第52条、附則第3条の2 連結納税を廃止し通算法人ごとに申告等を行うことに伴う規定の整備。令和4年4月1日施行
- ・第94条第2項 1本当たり1グラム未満の葉巻たばこ1本につき、紙巻たばこ1本に換算する。令和3年10月1日施行

□議第 75 号 野州市都市計画税条例の一部を改正する条例

地区計画区域として新たに決定した西河原字上ダイ地区を都市計画税の納税義務者等に追加する。また、地方税法等の一部改正に伴う項ずれについて所要の改正を行う。

施行日 公布の日

□議第 76 号 野州市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

土地基本法等の一部改正により、低未利用土地等を譲渡した場合の譲渡所得に係る課税の特例が創設されることに伴い、所要の改正を行う。

①概要

- ・附則第10項、附則第11項 特別控除制度（100万円）の創設

②施行日 土地基本法等一部を改正する法律附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の

日の属する年の翌年の1月1日

□議第 77 号 野洲市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行う。

①概要

- ・新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に伴い、市が行う事務として、当該手当金に係る申請書の受付を追加

②施行日 公布の日

□議第 78 号 野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症に感染した又は感染が疑われる被保険者に係る傷病手当金に関する特例を定めるため、所要の改正を行う。

①概要

- ・給与等の支払いを受けている被保険者（被用者に限る）が、療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する
- ・1日当たりの支給額は、直近の継続した給与等の収入の合計額÷就労日数×2/3とする（限度額30,887円）
- ・給与等の全部又は一部を受け取れる者は、傷病手当金支給額が調整される
- ・支給期間は、1年6か月を超えないものとする

②施行日 公布の日（適用は、支給開始日が令和 2 年 1 月 1 日～規則で定める日の間）

5 その他 1件

□議第 79 号 名神高速道路跨道橋（里原橋）の撤去工事に係る協定の締結について

次のとおり協定を締結するため地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 協定の目的 名神高速道路と交差する高速道路跨道橋（野洲市道里原線（里原橋））の撤去工事
- 2 協定金額 357,670,500 円
- 3 協定の相手方 大阪府茨木市岩倉町 1 番 13 号
西日本高速道路株式会社関西支社
支社長 永田 順宏

6 人事案件 27件

□議第 80 号 野洲市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて

下記の者を野洲市固定資産評価員に選任したいから、地方税法第 404 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
きただ かずえ 北田 一栄		

□議第 81 号～議第 106 号 野洲市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

下記の者（26 人）を野洲市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

号	氏 名	住 所	生 年 月 日
81	とうごう けいこ 東郷 恵子		
82	しみず みのる 清水 稔		
83	いしづか けんいち 石塚 健一		
84	なむら よしあき 苗村 善明		
85	しらい よしつぐ 白井 嘉嗣		
86	もり つねひと 森 恒仁		
87	いちき かずお 市木 和雄		
88	さかぐち しげる 坂口 茂		
89	いいた ゆりこ 飯田 百合子		
90	ありま かずお 有馬 和夫		

91	すぎえ やすひこ 杉江 保彦		
92	あおき とおる 青木 徹		
93	たなか やすし 田中 靖志		
94	きたわき ひろみ 北脇 広美		
95	しまむら へいじ 島村 平治		
96	やすだ けんいち 安田 健一		
97	いかり けんいち 井狩 憲一		
98	たけなみ かんじ 武浪 勘治		
99	こもり まさと 小森 正人		
100	こもり たかお 小森 貴夫		
101	ふじおか いづみ 藤岡 いづみ		
102	つじかわ せいたろう 辻川 清太郎		
103	つじ きよこ 辻 清子		
104	よしかわ ひさかず 吉川 久和		
105	いわい まさお 岩井 正男		
106	まえだ みさえ 前田 美幸枝		

※任期 令和2年7月20日から令和5年7月19日（3年間）